



とねっと協議会だより VOL.28

【参加施設数】136 施設（中核施設 10、病院・診療所 73 施設、歯科医療機関 8、調剤薬局 35、検査施設 6、圏域外医療機関 4）

【参加住民数】35,697 人（うち圏域外住民 52 人） *3 月 31 日現在

発行日 / 令和 6 年 6 月 25 日 発行 / 埼玉利根保健医療圏医療連携推進協議会事務局
電話番号 / 0480 (63) 0003 FAX / 0480 (63) 0033 URL / <http://www.saitama-tonet.jp>

令和 6 年 6 月 12 日（水）に第 13 期通常総会（作業部会との合同会議）を開催しました。総会では次の 6 項目の議題について協議が行われました。

協議事項

1 令和 5 年度事業報告及び収支決算（案）について

令和 5 年度の財務活動状況や各種取組などをまとめた事業報告と協議会の運営に係る収支決算が承認されました。

【収支の状況】

○ 決算額	22,323 千円
（前年度：10,572 千円	11,751 千円増）
事業活動収入	17,259,928 円
事業活動支出	22,323,771 円
当期収支差額	▲ 5,063,843 円
前期繰越収支差額	9,190,555 円
次期繰越収支差額	4,126,712 円

2 埼玉利根保健医療圏医療連携推進協議会規程の一部改正及び協議会長の選任（案）について

現協議会長の加藤 誠 会長（北埼玉医師会長）が本年 6 月 14 日をもって北埼玉医師会の代表者を退任される予定とのことです。協議会長職は、医師会又は自治体の代表者の中から選出することになっています。

しかし、協議会解散後の清算事業終了（決算）まで、会長職を担っていただきたいため、協議会規程を一部改正し、新たに会長に選任することについて承認されました。

○ 規程の一部改正【第 9 条第 2 項】

会長は、第 5 条に規定する医師会又は自治体の代表者（前代表者を含む。）のうち、委員の互選によって定める。

○ 協議会長の選任

- (1) 選任したい者 加藤 誠 氏
（現北埼玉医師会長：協議会長）
- (2) 任 期 北埼玉医師会長の職の任期満了の翌日から協議会の清算事業（決算業務）が終了した日まで

3 埼玉利根保健医療圏医療連携推進協議会解散に伴う関係規程等の整備（案）について

本年 9 月 30 日をもって協議会が解散するにあたり、協議会規程等の廃止措置を執るため、次の 2 つの区分に整理して取り扱うことが承認されました。

- (1) 清算事業の残業務に必要な規程等については、有効期限を設けた上で失効（廃止）とする。（6 本）
- (2) (1) 以外の規程等については、直ちに廃止とする。（14 本）

4 令和 6 年度事業に係る監査の実施（案）について

令和 6 年度については、「とねっと」事業の終了に伴い、清算事業を実施する年度です。協議会解散後、この年度の事業や会計に係る監査の実施方法について、次のとおり承認されました。

- 監査実施時期 令和 6 年 11 月中旬～12 月中旬（予定）
- 監査実施者 秋本 正信 氏（現協議会監事）
菊地 雅之 氏（現協議会監事）

5 埼玉利根保健医療圏医療連携推進協議会解散後の清算事業に係る引継ぎ市（町）の選出について

協議会解散後の清算事業に係る業務引継ぎ市（町）については、「加須市」が引き継ぐことが承認されました。

6 令和 6 年度のスケジュールの概要（案）について

清算事業に係る令和 6 年度のスケジュールの概要（案）について承認されました。

○ 4 月～9 月

- ・「とねっと」関連機器の廃棄（機器は回収済）
- ・保存文書の整理（文書と電子媒体）
- ・協議会解散に伴う各種手続き（電話、メール等の解約）
- ・残余財産の帰属
- ・事務室内備品の廃棄
- ・「とねっと」ホームページ、事務室の閉鎖

○ 10 月～12 月（清算事業の残業務）

- ・決算報告書（案）の作成
- ・決算監査 → 令和 6 年度決算報告
- ・現金の精算、通帳の解約

◆◆◆ 関係者の皆さまへ ◆◆◆

埼玉利根保健医療圏医療連携推進協議会は、本年 9 月 30 日をもって、解散となります。「とねっと」事業の契機となった埼玉県への地域医療再生計画への提案・採用を受け、協議会が設立され、そして解散までの期間は 15 年強でありました。

医師会様、歯科医師会様、薬剤師会様、参加医療機関様、臨床検査施設様、構成市町様、消防署様、県医療整備課様、県立病院機構様、その他関係者の皆さまには、これまでの「とねっと」事業への多大なるご理解・ご協力を賜り、誠にありがとうございました。